

1 令和5年度における今後の国の制度改正について

出産時における保険税負担の軽減（令和6年1月施行予定）

令和4年11月17日の厚生労働省社会保障審議会保険部会で、出産する国民健康保険被保険者の産前産後期間相当分（4か月分）の均等割及び所得割分の免除制度を導入する方針が示されました。今後、国の関係法令改正の後、本市国民健康保険税条例の改正を行います。

(1) 対象 出産する国民健康保険被保険者

(2) 対象見込み数

（出産育児一時金対象者の実績）

令和4年度 42件

令和3年度 31件

(3) 免除にかかる公費負担の見込み

国が1/2、都道府県が1/4を負担するため、市の負担は実質、減免額の4分の1となる見込み。

	国	都道府県	市
負担割合	1/2	1/4	1/4

2 新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険の対応について

(1) 傷病手当金の支給

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、被用者（※）が感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む。）に休みやすい環境を整備するため、国の財政支援に基づき傷病手当金を支給しました。

（支給実績）

令和4年度 53件、支給額 1,342,751円

令和3年度 16件、支給額 822,160円

（※）被用者：個人事業主ではなく、他人に雇われている労働者のこと

(2) 国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡や重篤な傷病を負った場合、また、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯について、国民健康保険税の減免を実施しました。

（減免実績）

令和4年度 11件、減免額 1,513,900円

令和3年度 35件、減免額 4,537,700円

3 令和5年度に策定する保健事業の関連計画について

(1) 岩倉市国民健康保険データヘルス計画（第3期）

データヘルス計画は、国の成長戦略として医療情報（レセプト）や健診結果の情報等のデータ分析に基づき、PDCA サイクルで効率的・効果的な保健事業を実施するため、平成27年度からすべての保険者等に策定が義務付けられています。

第2期データヘルス計画（平成30年度～令和5年度）の計画期間が終了することに伴い、令和5年度に第3期計画を策定します。

○計画期間 令和6年度から令和11年度まで（6年間）

○計画策定支援業務の委託

計画を策定するにあたり、策定にかかる支援業務（計画書の標準フォーマット作成、データ抽出・分析、助言・支援など）を新たに、「愛知県国民健康保険団体連合会」に委託します。委託により、計画書の標準化が図られ、他市町との比較、保険者としての課題や取り組むべき事項の把握がしやすくなるとともに、当該連合会が本事業の連携を行っている東京大学未来ビジョン研究センターによるヒアリングや課題抽出・事業の紐づけ等の助言を受けることができます。

(2) 岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第4期）

平成20年度から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療保険者は、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、特定健康診査実施計画を策定し、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられています。

糖尿病等の生活習慣病は自覚症状が無く進行し、現在、我が国における死亡や要介護状態になる原因の一つとなっており、将来的なリスクに適切に対応していくことが重要となっています。

第3期計画（平成30年度～令和5年度）の計画期間が終了することに伴い、課題等を整理するとともに、実施内容や新たな目標を設定し、令和5年度に第4期計画を策定します。

○計画期間 令和6年度から令和11年度まで（6年間）